

令和 6 年（2024 年）3 月 25 日

指定短期入所事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

**短期入所における事業所申立による「地域生活支援拠点等加算（医ケア等）」
対象者の認定について**

日頃から本市の障がい福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年 4 月の報酬改定により、短期入所において重度障害者に対する支援体制を評価する「地域生活支援拠点等加算（医ケア等）」が創設されます。

加算の創設に伴い、加算対象者の認定要件を満たす者については、今後の受給者証の更新の際に印字を行うことといたしますが、既に加算の要件を満たす利用者を受け入れている事業所につきましては、下記のとおり、事業所からの申立により、個別に認定を行うこととしますので、通知いたします。

貴事業所におかれましては、関係職員及び利用者への周知をお願いいたします。

記

1 加算の概要について

地域生活支援拠点等として、平時から利用者の生活の状況等を把握するために、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、次の利用者に対して指定短期入所を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1 日につき所定単位数に更に 200 単位を加算する。

- (1) 医療的ケアが必要な児者
- (2) 重症心身障害児者
- (3) 強度行動障害を有する児者

2 加算対象者の認定要件について

(1) 医療的ケアが必要な児者

「医療的ケアの判定スコア」における基本スコアの項目のいずれかに該当する場合

(2) 重症心身障害児者

次のいずれかに該当する場合

ア 療育手帳A及び下肢、体幹又は運動機能障害（移動機能）の障害程度等級が2級以上である身体障害者手帳を所持する者

※ ただし、下記の者は除く。

① 2つ以上の障がいの重複により、身体障害者手帳が2級以上となった者

② 中度の知的障がいと身体障害者手帳3級以上の合算で療育手帳Aとなった者

イ 児童相談所において、重症心身障がい児の認定を受けている者

(3) 強度行動障害を有する児者

ア 障がい者

「行動援護判定基準と認定調査等項目」における点数の合計が10点以上の場合

イ 障がい児

「強度行動障がい判定基準表」における点数の合計が20点以上

3 加算対象者の表記について

「地域生活支援拠点等加算（医ケア等）」対象者については、受給者証に「医ケア等」と記載する。

4 事業所申立による認定の取扱いについて（経過措置）

(1) 概要

令和7年3月31日までに、利用中の短期入所事業所から「地域生活支援拠点等加算（医ケア等）」対象者の認定に係る申立書（別添。以下「申立書」とする。）により申立があり、加算対象者の認定要件に該当すると認める場合は、申立書を受理した月の初日から加算対象者として認定する。

(2) 事務の流れ

【利用事業所】

ア 受給者証に「医ケア等」の記載がないものの加算対象者に該当すると思われる

利用者について、認定を希望する場合には、申立書を作成する。

イ 利用者に対して、申立に関する説明を行い、申立に関する同意を得る。

ウ 区保健福祉部に申立書を提出する。

【区保健福祉部】

エ 利用事業所から提出を受けた申立書を確認し、加算対象者の認定要件に該当すると認める場合は、申立書を受理した月の初日から加算対象者として認定し、受給者証について「医ケア等」と記載の上、利用者にも再交付する。

5 留意事項

本加算については、地域生活支援拠点等として指定を受けており、かつ、一定の体制を満たしている場合でなければ算定することができません。詳細については報酬告示等を御確認ください。

また、申立書の提出により、加算対象者の認定が確定するものではありません。申立内容について区保健福祉部から連絡がある場合がありますので、御対応願います。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課給付管理係 TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181 E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
